総務省総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課 御中

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6 階 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 会長 久保 真

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

※他事業者・団体の名称および略称は、敬称略とさせていただきます。

該当箇所	意見
省令案第25条の7の6第2項	省令案において「電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提
	示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数(以下この項にお
	いて『接続料相当額指数』という。)を提示すれば足りる。」とされている点については、指定設備卸の協議の円滑化の政
	策を FTTH だけ特別に後退させる必要はないため、接続料相当額そのものを提示する義務を課すべきです。
	指定設備は NTT 東西の利用部門を含め、多くの事業者が同じ条件で接続することで、競争が進展し、ユーザ料金の低廉
	化などのメリットがもたらされます(接続料の算定等に関する研究会第 64 回会合での当協会資料 p4 など)。しかし光
	サービス卸では、接続料が大きく下がったにもかかわらず卸料金が高止まりするなど、ユーザ料金の低廉化に結び付いて
	いません(第 50 回会合での当協会資料 p14 など)。
	当協会では従来から、光サービス卸は本来接続でも利用できるようにすべき機能であると主張しています。ユーザ単位の
	接続料が設定されれば、認可の過程で接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」にな
	ることが制度上確保されることとなり、ユーザ料金の低廉化などのメリットがあると考えているからです。
	光サービス卸が当面接続を代替するのであれば、制度面で接続同等の透明性が図られなければなりません。接続であれば
	接続事業者が必要な機能を自由に組み合わせられますが、卸では NTT 東西の判断で用意したサービスを利用することに
	なります。この中には電気通信事業者である卸先が通常必要としないサービス (電気通信事業への参入コンサルティング
	など)が含まれており、その対価も卸料金に含まれることが想定されますが、卸料金のうち接続料相当額が何円、各種サ
	ービスの対価が何円との情報がなければ、接続事業者が対等な料金交渉をすることが困難です。また、そもそも卸価格に
	対する接続料の割合が不明の中で接続料相当額の前年比だけが提示されたとしても,傾向をつかむ程度のことはできて
	も、卸先事業者にとってそれ以上の検証は困難です。
	法令で指定設備卸について原則として接続料相当額を提示すべきとしたのは、このような趣旨によるものと思いますの
	で、競争の促進、ひいては利用者の利益のためにも、FTTH だけは指数の提示で足りるとの例外は設けるべきではありま

せん。

なお、NTT 東西は第 64 回会合において、「卸料金を接続料相当額に連動させるということは、卸先事業者が、ユーザ数の少ない段階において、卸元事業者が負った設備投資リスク(赤字の負担)を負わずに利益のみを享受することに他ならない。」(資料 64-1 p5)と主張されます。しかし、透明性確保の問題と適切な費用負担の問題は別の議論であり、投資のリスクを負った事業者が投資を回収することまで否定するものではありません。

この点については、第 67 回会合でテレコムサービス協会 FVNO 委員会が佐藤先生の質問に回答しているとおり(資料 67-1)、卸料金は通常接続料相当額に上乗せする形で設定されるため、ユーザ数が少ない段階では卸料金も相対的に高くなり、卸料金で接続料相当額を回収できないことは通常考えられないことから、NTT 東西資料 p5 右グラフのような状態にはならないと考えます。(仮にそのような状態が続く場合、価格圧搾の問題が生じると考えられます。)